

3 様々な人権 ~ (1) 自由権とは ~

この節のポイント

- 🎷 あなたの「自由」は、あなた以外の多くの人々の存在があって初めて成り立っている
- 🎷 自由権は、「国家からの自由」である
- 🎷 憲法第21条の「表現の自由」は、表現の送り手の権利だけでなく、受け手側の権利である「知る権利」も保障すると解されている

自由は確かに素晴らしい、だけど…

朝はもっとゆっくり寝ていたいのに学校や会社があるから寝ていられないとか、残業で毎日の帰宅が深夜になり趣味の時間がとれないとか、親にゲームは1日30分と決められているとか、なにかと自分の自由にならない今の生活に少しうんざりしていて、「もっと自由だったらどんなにか素晴らしいだろう」と考えている人が少なからずいるのではないのでしょうか。

それでは、まず、次のような極端な例で自由について考えてみましょう。

ある日突然、この世界にはあなた以外に誰もいなくなってしまった、この世界が突然そういう世界になってしまったと想像してみてください。あなたはどうしますか？

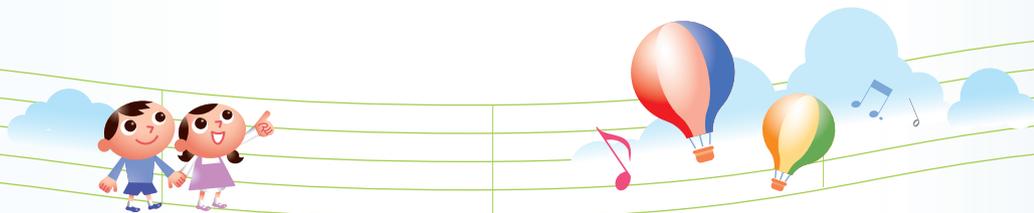
その世界では、とりあえず、あなたは、朝はいくらでも寝られるし、趣味に没頭することもできるし、好きな物は好きなだけ食べられるし、好きなゲームも好きなだけできる。あなたは何でも自由にできて、あなたが何をしようが、あなたの邪魔をする人もいなければ、あなたに説教する人もいないのです。「自由って、なんて素晴らしい。」

本当にそう思いますか？

その世界には、あなたと喜びや悲しみを分かち合ってくれる人もいなければ、あなたに共感してくれる人も、あなたを大切に思ってくれる人も、誰もいないのですよ。

そうすると、あなたは、「自由といっても、それでは困る。一人ぼっちじゃ寂しいので、せめて、自分の家族や恋人、仲の良い友達ぐらいいはいるようにしてくれないと。」と不平を言うかもしれません。いいでしょう。それでは、次のような例にしてみましょう。

ある日突然、この世界にはあなたと家族と恋人と友達以外にだれもいなくなってしまった、この世界が突然そういう世界になってしまったと想像してみてください。あなたはどうしますか？



もう、これで文句はないでしょう。あなたは一人ぼっちではないし、この世界には、あなたのことを大切に思ってくれる人たちがみんないるわけですから。

でも、その世界で暮らし始めたその日のうちに、あなたは大事なことに気が付くはずです。

そう、その世界では、テレビもエアコンもパソコンも使えません。電気をつくってくれる人がいないのですから。携帯電話も充電けいたい じゅうでんができませんから、いずれ使えなくなるでしょう。もちろん、電気の話だけではすみません。水道の蛇口からは水が出ないし、ガスも出ない。食べ物はしばらくはあるかもしれませんが、保存するための冷蔵庫じゃくちが使えないので、自分で作らない限り、食べるものもいずれ底をつくことでしょう。

これらのことから、あなたは何を読み取るべきなのでしょう。

それは、あなたが本当の意味で「自由」であるためには、あなたが「自由」であるだけでは足りないということです。

あなたが生きていく上で必要としているありとあらゆるものは、あなた自身、あなたの家族や友だちなどあなたと関わりのある人々、あなたと直接的には関わりのない、また一生出会うこともないかもしれない人々、それら日本中、世界中の数多くの人々によって生み出されているのです。

ですから、その人たちの存在がなければ、あなたの「自由」は、まさしく絵に描いた餅になってしまうというわけです。どうか、**あなたの「自由」は、これら多くの人々の存在の上に成り立っている**のだということを忘れないでください。

それから、世界には、今も、政治的理由よくあつ（独裁者による抑圧など）や経済的な理由（貧困の問題など）などから「自由」を謳歌おうかしたくてもできない人たちが数多く存在するのだということについても、思いをはせてほしいと思います。

「自由権」はどのような権利なの？

「自由権」は「**国家からの自由**」ともいわれ、国家が個人の領域ふだん（私たちが普段生活している領域）にすかずかと土足で踏み込んでこないよう、国家に不作為ふさくい（何もしないこと）を要求し、個人の自由を保障する権利です。

その内容によって、「精神的自由」、「経済的自由」、「人身の自由」に区別されます。

日本国憲法ではどうなっているのでしょうか。

●精神的自由

人間の精神活動の自由であり、日本国憲法は、思想・良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、表現の自由（第21条）、学問の自由（第23条）を規定しています。

●経済的自由

人間の経済活動の自由であり、日本国憲法は、居住・移転及び職業選択の自由(第22条第1項)、外国移住・旅行の自由(第22条第2項)、財産権の保障(第29条)を規定しています。

●人身の自由

人間の身体の自由であり、日本国憲法は、奴隷的拘束からの自由(第18条)、法定手続の保障(第31条)、逮捕に対する保障(第33条)、抑留拘禁に対する保障(第34条)、住居侵入・捜索・押収に対する保障(第35条)、拷問及び残虐な刑罰の禁止(第36条)、刑事被告人の権利・証人審問権・弁護人依頼権(第37条)、不利益な供述の強要の禁止・自白の証拠能力・自白のみによる処罰の禁止(第38条)、刑罰法規の不遡及・二重処罰の禁止(第39条)を規定しています。

ただし、注意してほしいのは、あくまで、この分類は便宜上のものだけということです。

例えば、「居住・移転の自由」(どこに住もうが、どこに移動しようが自由ということ)は経済的自由に分類されています。それは、「居住・移転の自由」が自由主義経済(世界中の人たちと、自由に、ものやサービスを売ったり、買ったりすることができるしくみ)を支えるために不可欠の自由だと考えられているからなのですが、場所を自由に移動できることで、多くの人と接する機会がもてて、その人達とコミュニケーションをとることが可能になるという点では、精神的自由の側面もあわせもっています。

このように人権は眺める方向により、違った姿を見せますので、一つの方向からだけでなく、意識して色々な方向から眺めてみるのが大切です。

この節では、精神的自由に焦点をあてて、「自由権」について考えてみたいと思います。

精神的自由とはなんなの？

精神的自由は、「内面的」な精神的自由(内心の自由)と、「外面的」な精神的自由に分けられます。まず、「内面的」な精神的自由についてみていきましょう。

「内面的」な精神的自由が保障されるということは、あなたは、何を考えようが、何を信じようが自由だということです。

こう言うと、次のように思った人がいるかもしれません。

自分の考えが自分の内心にとどまっている限りは、心の中まではのぞくことができないの



だから、だれにも邪魔じゃまされず何でも自由に考えること・信じることができるのは当たり前ではないか。どうして、こんなことを、憲法はわざわざ規定しているのだろう。

そう思った人は、江戸時代のキリスト教徒に対する弾圧だんあつの際に使われた「踏み絵」を思い出してください。これは、心の中を強制的にのぞき見るために作られた装置です。キリスト教をひそかに信仰しんこうしていないかどうかを確かめるために、人々はキリストの像を踏むよう迫られました。キリスト教徒ならば、当然、キリストの像を踏むふことができません。心の中に秘めていたはずの信仰しんこう心は「踏まない」という外部に現れた行為こういによってあらわにされてしまうというわけです。現代の日本においては、このようなことは、もちろん行われていませんが、心の中だから絶対にのぞき見られることはないとは言いきれないのだということは、心に留めておかななくてはなりません。ですから、このようなことが国家などによって行われることのないよう、憲法に規定されているのです。

思想・良心しんこうの自由（第19条）、信教の自由（第20条）の中の信仰しんこうの自由、学問の自由（第23条）の中の研究の自由が、「内面的」な精神的自由にあたります。

次に、「外面的」な精神的自由ですが、これが保障されるということは、自分の思っていること、考えていることを人に伝えたり、自分の作った詩や歌などを人に聴いてもらいたいと思っ、どこかで発表したりすることは、他人の自由や権利を不当に侵害しんがいしない限り、自由にできるということです。

「他人の自由や権利を不当に侵害しんがいしない限り」という言葉が入っているのは、内心にある限りは他人の自由や権利を侵害しんがいすることはありませんが、それが外面に顔を出したとたんにその可能性が出てくるからです。「他人の心を傷つけるような表現」を内心に持っている場合とそれを発表する場合を比べてみてください。

表現の自由が制限されると…

「外面的」な精神的自由については、次のように思った人がいるかもしれません。

自分は別に自分の考えをだれかに伝えたいとは思ってないし、詩や歌などを作るわけでもないから、別に「外面的」な精神的自由が制限されても困ることはないよ。

本当に困ることはないのでしょうか。

「外面的」な精神的自由である「表現の自由」（第21条）を考えてみましょう。

表現の自由が制限されるということは、普段あなたが見ているテレビ番組や映画、あるいは、読んでいる小説や漫画まんが、聴いている音楽、着ている洋服、遊んでいるテレビゲームなどを創りだ



しているテレビ番組や映画の制作者、作家や漫画家、ミュージシャン、ファッションデザイナー、ゲーム制作者など表現に携わるすべての人の自由な活動が制限されることを意味します。表現者の自由な活動によって生み出される創作物（テレビ番組、映画、小説、漫画、音楽、洋服、テレビゲームなど）は世の中に自由に発表することができなくなりますから、買うことはできません。インターネットも閲覧制限されているはずですから、ダウンロードもできません。テレビやラジオからながれてくることもないでしょう。その結果、テレビ番組や映画、本や漫画、音楽、洋服、テレビゲームなどを個人で楽しむことができないのはもちろんのことですが、家族や友達などとそれらについて楽しく語り合うといったこともできなくなります。

このように、たとえ、自分が表現活動をしなくても、表現の自由が制限されることになれば、困ったことが起きてしまうのです。

しかし、私たちにとって、表現の自由の制限が引き起こす不都合なことというのは、表現する楽しみ、あるいは、表現がもたらす楽しみが奪われるということだけなのでしょうか。

報道の自由

私たちは、世界や日本で起こっている様々な出来事を、情報の送り手である、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネットを通じて、知ります。これまで、私たちは、もっぱら情報の受け手としての存在にすぎませんでしたが、現在においては、インターネットを通して、個人が世界に向けて直接情報発信ができるようにさえなっています。個人が情報の受け手であると同時に送り手でもあるわけです。

このような状況で、もし表現の自由が制限されるということになればどうなるのでしょうか。

マスメディアにおいては、おそらく取材活動も自由にできないうし、できたとしても、それを自由に報道することができなくなりますから、私たちは日本や世界で起こっている大事なことや必要な情報を知る機会を奪われてしまうこととなります。

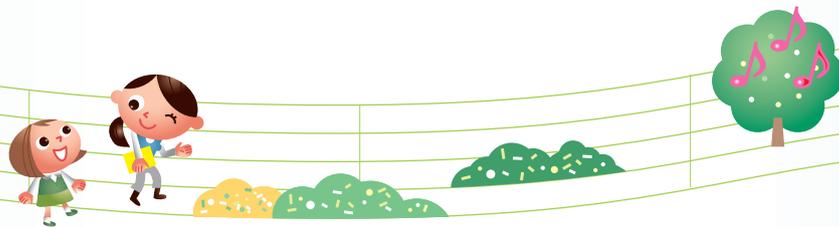
インターネットで情報発信する個人（同時に受信者でもあります。）においても同様です。

もし、私たちが、日本や世界で起こっている大事なことや必要な情報を何も知らないという状態に陥ってしまったらどうなるのでしょうか。

そうすると、選挙の際に、何を判断基準にすればいいのかがわかりませんから、当然、正しい判断による投票は不可能となり、その結果として、国民の意見が国政に正しく反映されなくなってしまうのです。

このように、表現の自由が制限されることは、民主主義にとっても、大変大きな不都合を引き起こすことになるのです。

しかし、表現の自由が大切だとはいっても、他人の人権を侵害するような情報を発信する自由もそれを受信する自由もないことはいうまでもないことです。



知る自由

憲法第21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」という条文だけを読むと、表現の送り手側の権利だけを定めているように読めます。

しかし、インターネットが発達している現代においても、世の中で起こっている大事なことを発信しているのも、私たちにとって必要な情報を持っているのも、主にはマスメディアですから、送り手側の権利だけが守られるのでは「表現の自由」の保障には十分ではありません。

なぜなら、送り手側であるマスメディアが自由に発信できたとしても、受け手側の私たちの受け取る権利が制限されれば、世の中で起こっている大事なことも必要な情報も私たちに届かなくなってしまうからです。

ですから、本当の意味で「表現の自由」が保障されるためには、受け手側に、表現や情報を受け取ることを邪魔されない自由、つまり、「知る自由」を保障することが必要となります。

この「知る自由」は、憲法第21条で保障されると解されています。

知る権利

私たちにとって必要な情報を持っているのは、なにもマスメディアに限りません。国や地方自治体なども、また、私たちにとって必要な情報を持っています。この場合、受け手の受信する権利が保障されたとしても、受け手側にとって本当に必要な情報が届けられるかどうかはわかりません。なぜなら、どんな情報を受け手側に提供するかは、法律や条例に定めがない限り、国や地方自治体などの判断に委ねられるからです。

そうすると、受け手側にとって、情報等の受取りを邪魔されないという「知る自由」だけでは足りないということがわかります。

そこで、もっと積極的な自由として、「情報を収集する自由」、つまり、「取材の自由」や「知る権利」を保障することが必要となります。

「取材の自由」も、受け手側の権利である **「知る権利」もこの憲法第21条で保障されていると解されています。**

この「知る権利」は、国や地方自治体に対して、情報公開法や情報公開条例に基づいて、必要な情報を出すように国民や住民が請求できるという面では、社会権（国家による自由）的な性格を持っています。